

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金		市の担当部課	教育部文化スポーツ課			
				問い合わせ先	0568-67-2411			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		鈴木しづ子顕彰会 外3団体		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図る目的で、継続的に実施する文化芸術事業を支援するため、当該補助金は必要である。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算			
		50,000 円	100,000 円	200,000 円	400,000 円			
		(50,000 円)	(100,000 円)	(200,000 円)	(400,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		文学、音楽、美術、写真、演劇、生活文化（茶道、華道、書道）等の文化芸術基本法に掲げる文化芸術に関する「展示会」「講演会」「文芸作品の出版」などの事業						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		808,175 円				
		うち補助事業全体の経費		808,175 円				
		うち補助対象経費		746,900 円				
		補助対象経費の内訳		報償費（選者謝礼など）		119,750 円		
				需要費（ポスター・チラシ等印刷費など）		437,794 円		
				旅費（ガソリン代など）		13,086 円		
				役務費（郵送料など）		31,270 円		
				委託料（看板製作など）		25,000 円		
使用料・賃借料（会場使用料など）				120,000 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）				
		補助限度額		50,000円				
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業終了後の実績報告書に基づき、補助額を算出しているため。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		犬山市において継続的に実施する文化芸術事業を支援することにより、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図ることができた。						
その他参考事項		市の附属機関である文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会による審査のうえ、助成を決定。						
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		- 円				
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		- 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		-				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	犬山市婦人会連絡協議会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市婦人会連絡協議会		代表者名	会長 森岡 万朱衣	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和54年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	市の協力者としての地域の社会教育貢献事業のみならず、会員や一般の市民が参加できる講座、クラブ活動を行っており、市の社会教育行政に貢献している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山市婦人会連絡協議会は、地域における社会貢献活動を実践し、かつ、市民を対象とした各種文化講座を市内全域で展開している社会教育団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	375,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円	
	(375,000 円)	(375,000 円)	(375,000 円)	(375,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	①サロン事業②スポーツ文化事業③環境美化事業④教養講座事業⑤他団体への協力：市内小学校での清掃指導等⑥青少年健全育成事業：あいさつ運動				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,993,553 円		
	うち補助事業全体の経費		1,993,553 円		
	うち補助対象経費		1,993,553 円		
	補助対象経費の内訳		事業費(料理教室、クラブ活動)		1,622,075 円
			会議費(総会・役員会・監査会)		101,014 円
			各地区への活動助成金(犬山地区、羽黒地区等)		115,000 円
			市婦連活動助成金		114,800 円
			通信費		32,100 円
渉外費			5,000 円		
		消耗品費(コピー代等)		3,564 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
	補助限度額		375,000円		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	地域の社会教育貢献活動を実践しており、市政への協力やボランティア活動も幅広く行われた。市民を対象とした各種講座を市内全域で開催し、市民の文化教養の向上、健康作りに寄与した。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	犬山市文化協会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市文化協会		代表者名	会長 山田 昌宏	
関係規定	法令	—	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和47年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	市の事業である市民展を受託し、文協まつり、市民芸能祭、市民茶会等を自主的に開催するなど、市の文化振興に貢献している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山市文化協会は、市の文化振興のため、市民展への協力をはじめ、自主的な活動として市民芸能祭、市民茶会等を開催している社会教育団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	1,000,000 円	971,411 円	1,000,000 円	1,000,000 円	
	(1,000,000 円)	(971,411 円)	(1,000,000 円)	(1,000,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	市民が参加でき、かつ、市民の文化芸術の向上が図られる事業「文協まつり」、「市民芸能祭」、「市民茶会」を実施した外、美術部、文芸部、芸能部、茶華道部の4部会が各々の事業を展開した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,423,304 円		
	うち補助事業全体の経費		3,423,304 円		
	うち補助対象経費		2,770,229 円		
	補助対象経費の内訳		各部事業助成金(美術部、芸能部、茶道部、文芸部)		441,124 円
			会場費(設営費、人件費)		304,478 円
			材料費(華道展花代、市民茶会抹茶代)		412,769 円
			通信運搬費、約務費		403,054 円
			消耗品費(「ひとつばだこ」等の印刷製本費含む)		692,217 円
旅費等			56,880 円		
		会議費等		231,141 円	
		広報費		228,566 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
	補助限度額		1,000,000円		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	「文協まつり」、「市民芸能祭」、「市民茶会」等市民参加型の事業を展開することで、市民の文化芸術の振興に寄与した。また、会員の生きがいづくり、居場所づくりに貢献しており、市民の心の健康づくりの一助となった。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	日本ボーイスカウト愛知連盟犬山第5団補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
			問い合わせ先	0568-44-0352		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	日本ボーイスカウト愛知連盟犬山第5団		代表者名	団委員長 宮崎 洋介		
関係規定	法令	—	条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和55年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	幅広い年代層の中で、生きる力を育む野外活動や社会貢献を目的とした奉仕活動を行っており、青少年の健全育成に貢献している団体であるため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	日本ボーイスカウト犬山第5団は、子ども達が社会貢献を目的とした奉仕活動を行っている社会教育団体であり、団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円		
	(10,000 円)	(10,000 円)	(10,000 円)	(10,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容	社会貢献事業、自然体験等、月1~2回活動を実施。協調性や身体や心の強さを身につけるなど、子ども達の健全育成につながった。					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		781,786 円			
	うち補助事業全体の経費		781,786 円			
	うち補助対象経費		781,786 円			
	補助対象経費の内訳		登録保険費(団・隊登録費)	365,400 円		
			隊活動費(5隊)	202,242 円		
			特別活動費(県連活動費等)	147,994 円		
			団行事費	33,962 円		
			装着備品費(記章類、スカウト手帳等)	9,285 円		
事務費(ホームページ管理等)			22,903 円			
補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)				
補助限度額		10,000円				
補助額の算出方法	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	幅広い年齢層の中で青少年が野外活動を中心とした奉仕活動を実施し、協調性や責任感、リーダーシップを身に付けるなど、子どもたちの健全育成につながった。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		13,112 円			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		13,112 円			
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	日本ボーイスカウト愛知連盟犬山第7団補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	日本ボーイスカウト愛知連盟犬山第7団		代表者名	団委員長 佐々由高	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和55年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	幅広い年齢層の中で、生きる力を育む野外活動や社会貢献を目的とした奉仕活動を行っており、青少年の健全育成に貢献している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	日本ボーイスカウト犬山第7団は、子ども達が社会貢献を目的とした奉仕活動を行っている社会教育団体であり、団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	10,000 円	0 円	10,000 円	10,000 円	
	(10,000 円)	(0 円)	(10,000 円)	(10,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	社会貢献事業、自然体験等、月1~2回活動を実施。協調性や身体や心の強さを身につけるなど、子ども達の健全育成につながった。 令和3年度は返還のため補助金の支給をおこなっていない。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,937,473 円		
	うち補助事業全体の経費		1,937,473 円		
	うち補助対象経費		1,927,473 円		
	補助対象経費の内訳	活動費		841,475 円	
		用品代(ハンドブック、記章、キャンプ用品等)		136,394 円	
		会議費		14,000 円	
		保険登録費		438,400 円	
		事務費(印刷代、インターネット使用料等)		97,204 円	
雑費		400,000 円			
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
	補助限度額		10,000円		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	幅広い年齢層の中で青少年が野外活動を中心とした奉仕活動を実施し、協調性や責任感、リーダーシップを身に付けるなど、子どもたちの健全育成につながった。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		24,546 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		24,546 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	ガールスカウト愛知県第82団補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	ガールスカウト愛知県第82団		代表者名	団委員長 寺澤 弘子	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和55年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	幅広い年代層の中で、生きる力を育む野外活動や社会貢献を目的とした奉仕活動を行っており、青少年の健全育成に貢献している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	ガールスカウト愛知県第82団は、子ども達が社会貢献を目的とした奉仕活動を行っている社会教育団体であり、団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	10,000 円 (10,000 円)	10,000 円 (10,000 円)	10,000 円 (10,000 円)	10,000 円 (10,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	野外活動、デイキャンプ等を実施。協調性や身体や心の強さを身につけるなど、子ども達の健全育成につながった。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		592,243 円		
	うち補助事業全体の経費		592,243 円		
	うち補助対象経費		542,243 円		
	補助対象経費の内訳		活動費(集会クラフト代等)		230,024 円
			登録費		95,400 円
			地区費		6,000 円
			研修費(役員研修会等)		69,400 円
			需品費(隊員バッジ等)		48,216 円
交通費			37,360 円		
		事務費		40,843 円	
		物品購入費		15,000 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
	補助限度額		10,000円		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	野外活動を中心とした集団行動や社会貢献を目的とした奉仕活動を実施し、協調性や責任感、リーダーシップを身に付けるなど、子ども達の健全育成につながった。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		23,348 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		23,348 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	犬山市音楽文化協会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
			問い合わせ先	0568-44-0352		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	特定非営利活動法人犬山音楽文化協会		代表者名	会長 奥田 しげみ		
関係規定	法令	—	条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和63年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	市民に音楽文化を普及させるため、市民音楽祭を実施するなど毎年積極的な活動を展開している。また同時に音楽団体の支援、音楽教育活動の推進など、市の音楽文化の振興に年間を通して寄与しているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	特定非営利活動法人犬山音楽文化協会は、市の音楽文化振興のため、市内中学校の吹奏楽への講師派遣事業の協力をはじめ、自主的な活動として市民音楽祭等を開催している社会教育団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
	83,034 円	200,000 円	145,351 円	200,000 円		
	(83,034 円)	(200,000 円)	(145,351 円)	(200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容	コロナ禍の中、合唱団指導者の協力で、「おんぶん音楽講座」を実施した。「市民音楽祭」、「犬山合唱祭」等市民が参加できる音楽事業を実施した。					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		969,353 円			
	うち補助事業全体の経費		969,353 円			
	うち補助対象経費		969,353 円			
	補助対象経費の内訳	加盟団体助成金		180,000 円		
		演奏活動助成金		700,000 円		
		事業費(合唱祭等)		67,890 円		
		消耗品費		17,878 円		
		会議費		2,250 円		
事務費		327 円				
通信運搬費		1,008 円				
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)			
	補助限度額		200,000円			
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	昨今の情勢による新型コロナウイルス感染症の影響によるため。		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	音楽事業の開催を通じ、犬山市の音楽文化の発展に寄与している。また、会員の生きがいつくり、居場所作りに貢献しており、市民の心の健康づくりの一助となっている。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		26,729 円			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		26,729 円			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	犬山少年補導委員会運営事業補助金 (犬山市青少年健全育成事業補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山少年補導委員会		代表者名	会長 澤木 利正	
関係規定	法令	—	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市青少年健全育成事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成元年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	関係団体との調整、協議会を通じ、地域における青少年の非行防止のための活動を展開している団体であるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山少年補導委員会は、非行少年等の補導、街頭補導、環境パトロール等青少年の健全育成に資する活動を行っている団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	168,000 円	126,000 円	124,773 円	126,000 円	
	(168,000 円)	(126,000 円)	(124,773 円)	(126,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	SNSに起因する被害撲滅に向けた広報啓発活動、被害少年等への支援、有害な環境浄化活動等を実施した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		249,546 円		
	うち補助事業全体の経費		249,546 円		
	うち補助対象経費		249,546 円		
	補助対象経費の内訳	需要費		169,788 円	
		旅費		36,000 円	
		役務費		18,988 円	
		使用料及び賃貸料		8,770 円	
愛知県少年補導委員会連合会事業費		16,000 円			
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助金対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
	補助限度額		126,000円		
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	昨今の情勢による新型コロナウイルス感染症の影響によるため。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	地域におけるボランティアの中核として、青少年の見守りを行うことで、地域における犯罪抑止力の向上に効果があり、青少年の健全育成に寄与している。街頭補導、継続的な補導を実施することで、少年の将来に対する善導に寄与するとともに、有害な環境浄化活動を実施し、市民の安全・安心な生活に貢献している。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市青少年健全育成市民会議運営事業補助金(犬山市青少年健全育成事業補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
				問い合わせ先	0568-44-0352	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市青少年健全育成市民会議		代表者名	会長 高橋 佑二	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市青少年健全育成事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		市内の青少年関係団体の連携を図り、おあしす運動を実施しているなど、青少年の健全育成を推進する団体のため				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		犬山市青少年健全育成市民会議は、おあしす運動や講演会を通して、市の青少年の健全育成に資する事業を展開している団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	83,826 円		114,715 円	105,822 円	150,000 円	
	(83,826 円)		(114,715 円)	(105,822 円)	(150,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		おあしす運動(市内全域)、市内小学生標語募集、会報誌年3回発行、青少年健全育成講演会2回開催等。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			211,644 円		
	うち補助事業全体の経費			211,644 円		
	うち補助対象経費			211,644 円		
	補助対象経費の内訳			おあしす運動啓発資材	57,600 円	
				おあしす運動標語表彰記念品	27,134 円	
				会報(3回)、冊子作成費	121,615 円	
事務費				5,295 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助金対象経費の50%以下(予算の範囲内)		
		補助限度額		150,000円		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	昨今の情勢による新型コロナウイルス感染症の影響によるため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		関係団体や各コミュニティと連携することで、地域における青少年の健全育成を促進し、非行防止に効果をあげた。また、あいさつ運動を通じ、心が通合うまちづくりに寄与した。(個人会員12名、団体会員32団体)				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			398 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			398 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山踊芸祭補助金 (犬山市青少年健全育成事業補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
				問い合わせ先	0568-44-0352		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	会長 田中 力		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市青少年健全育成事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山踊芸祭は、鳴子踊りを通じて青少年の健全育成に寄与し、かつ地域の活性化に貢献している事業であるため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山踊芸祭は、若者に表現の場を提供し、青少年の健全育成に資する事業となっている。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		0 円	0 円	0 円	300,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		令和2年度は未実施のため、補助金の支給をおこなっていない。 令和3、4年度は小規模で開催はしたが、コロナウイルス感染症を鑑み補助金の申請はなかった。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		— 円			
		うち補助事業全体の経費		— 円			
		うち補助対象経費		— 円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		—			
		補助限度額		—			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	—		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		特定非営利活動法人犬山市体育協会補助金		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
				問い合わせ先	0568-44-0352		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		特定非営利活動法人犬山市体育協会		代表者名	会長 竹内 正信		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	特定非営利活動法人犬山市体育協会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度以前	補助終了年度	未定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		誰もが参加できる市のスポーツ団体の総括であり、市内の各種競技団体が主となって、効果的かつ効率的に事業を実施できる組織であるため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		日頃から継続して活動を行い事業企画力、実施力、組織力さらには専門種目に対する指導力も有する体育協会加盟の各種競技団体の活動を盛んにし、本市のスポーツ振興を図り、より多くの市民がスポーツを感じることができる環境を整える。そうした活動を通じて、スポーツ人口の増加、競技スポーツ選手（アスリート）の育成、指導者の育成を図っていく。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		10,085,543 円	12,805,660 円	14,154,816 円	14,444,000 円		
		(10,085,543 円)	(12,805,660 円)	(14,154,816 円)	(14,444,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業開催(スポーツスクール事業、ジュニア世代育成強化事業、指導者育成事業等) ・全競技団体(20団体)への活動助成 ・市スポーツ少年団運営 ・活動の周知PR(広報紙面作成(年9回)) など 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		47,820,743 円			
		うち補助事業全体の経費		14,154,816 円			
		うち補助対象経費		14,154,816 円			
		補助対象経費の内訳		負担金・補助金(20競技団体・スポーツ少年団・県協会等)		4,277,350 円	
				人件費・法定福利費(事務局・スポーツ少年団事務局)		6,217,891 円	
				需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)		1,287,637 円	
				報償費(謝礼金、賞賜記念品)		198,000 円	
				使用料・賃借料(施設使用料)		26,562 円	
役務費(通信運搬費、手数料、保険料)				333,365 円			
委託料(スポーツスクール事業、ジュニア世代強化事業委託等)				1,636,674 円			
		旅費、会議費、租税公課(収入印紙)		177,337 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		交付申請内容に対して、交付要綱第3条に基づき、交付が適当であると判断し決定した額			
		補助限度額		予算の範囲内で市長が適当と認める額			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業を中止または縮小したため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		コロナ禍で活動が制限される中、ジュニア世代を中心とした特別プログラムを実施してアスリートの育成を行ったり、体育協会加盟の各種競技団体の活動への助成をすることで各方面での活動を推進したほか、「いぬやま体協だより」を広報に掲載し、体育協会の活動を広く市民に伝え、新たにスポーツに親しむ機会を増やした。					
その他参考事項		繰越金のうち、過去に財団法人化を目指した際の会費(賛助会費＝市内事業所等からの協賛金)を原資とした積立金(定期預金)が約63%を占めている。なお、財団法人化を見送る決議が行われ、現在は特定非営利活動法人として平成24年度に愛知県の認証を受けている。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		23,587,859 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。